



団長
井上正義



副団長
植田竹吉



副団長
柴崎孝彦



副団長
原勝彦



副団長
山本直樹

消防団長 あいさつ

加東市消防団長を務めさせていただいております井上正義でございます。

令和5年度加東市消防出初式は、昨年度より多くの方にお集まりいただき、開催することができました。

今年度は、新型コロナウイルス感染防止のため中止していた加東市消防操法大会等の行事を再開するなど、更なる消防力の向上に努めてまいります。

自らの地域は自らで守るという郷土愛の精神のもと、火災出動のみならず、地震、風水害といった災害発生時における救助活動、避難誘導等に従事するなど、多岐にわたり皆様の安全安心な暮らしを支えていきます。

これからも引き続き、消防団活動へのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

【令和5年度 幹部】

団長 井上正義
副団長 植田竹吉
副団長 柴崎孝彦
副団長 原勝彦
副団長 山本直樹 〇
第1小隊長 大橋昭太 〇
第2小隊長 山本訓民
第3小隊長 小林智広
第4小隊長 河村伸也
第5小隊長 佐治耕造
第6小隊長 東谷文彰
第7小隊長 吉田亘秀
第8小隊長 梶原一晃
第9小隊長 松本道宏
第10小隊長 塚本陸明
第11小隊長 長尾俊男 〇
第12小隊長 佐之瀬裕章

【令和4年度 幹部退任者】

前副団長 山口周一
前第1小隊長 藤本智之

【表彰受賞者】

■消防庁長官表彰
□永年勤続功労章 3名
■日本消防協会会長表彰
□功績章 1名
□精績章 3名
□勤続章 9名
■兵庫県知事表彰
□功労章 3名
□永年勤続功労章 10名
□自治賞 7名
■兵庫県消防協会会長表彰
□功績章 4名
□精績章 6名
□勤続章 23名

□精勤章 11名
■北播消防協議会長表彰
□功績章 6名
□功労章 12名
■加東市長表彰
□表彰章 40名
■加東市消防団長表彰
□表彰章 41名
■退団者感謝状
□感謝状 54名

※表彰受賞者については、紙面の都合により、名前の掲載を割愛させていただきます。

令和5年度 加東市消防操法大会

総務財政部防災課(庁舎4階) 43-0403

日頃の訓練の成果を発揮し、消防技術の向上と士気高揚を図ることを目的とした消防操法大会を4年振りに開催します。
消防団員の勇姿をぜひ、ご覧ください。

■日時 6月11日(日) 8時～
※雨天決行(警報発表時は除く)
■場所 加東市役所 南駐車場
■出動隊 9隊

～ 納付期限を守って国民年金保険料を納めましょう ～

◎令和5年度 国民年金保険料額

16,520円/月

※付加年金を申込みされた方は、400円/月を追加で納付いただきます。

国民年金の第1号被保険者(自営業、学生、無職の方等)は、国民年金保険料を納めなければなりません。保険料は、収入や年齢に関係なく、一定の額を加入した月から納めていただきます。

◎口座振替での前納・早割が便利でお得！

	定額の保険料	割引額		口座振替日※	口座振替 申込書提出期限
		口座振替	現金納付 クレジットカード納付		
毎月	16,520円	－	－	翌月末	(随時受付)
毎月早割	16,520円	50円	－	当月末	(随時受付)
6か月前納	4月～9月分	1,130円	810円	4月末	2月末
	10月～翌年3月分			10月末	8月末
1年前納	4月～翌年3月分	4,150円	3,520円	4月末	2月末
2年前納	4月～翌々年3月分	402,000円	14,830円	4月末	2月末

※ 口座振替日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌営業日になります。また、口座振替が開始されるのは、口座振替申込書を提出した月の翌月以降になります。

口座振替の手続き等詳細は、保険医療課にお問い合わせください。

市民協働部保険医療課(庁舎1階) 43-0501

耐震診断を受けて、自宅を「耐震化」しませんか？

◎簡易耐震診断

加東市では、旧耐震住宅(昭和56年5月31日以前着工)を対象に「簡易耐震診断」を実施しています。

〈申込者負担金〉 □戸建て住宅(木造) 3,150円/棟
□戸建て住宅(非木造) 6,350円/棟

診断の結果、耐震改修工事が必要と判断された場合は、耐震化にかかる費用の一部を補助します。

【住宅耐震化建替事業】

建て替えによって耐震化する工事の費用の一部を補助します。

〈補助額〉 100万円/戸 ※定額

【住宅耐震改修促進事業】

建築士等から専門的なアドバイスを受けて耐震改修の計画を策定し、耐震化する工事の費用の一部を補助します。

〈補助額〉 ①計画策定費 経費の3分の2 ※上限20万円
②工事費 50万円～130万円
※①、②合わせて、最大150万円を補助します。

これら以外にも、多くの方に耐震化を取り組んでいただけるよう、部分型耐震化への補助もあります。
詳しくは、都市政策課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

都市整備部都市政策課(庁舎3階)

43-0527



古くて活用できない「空家」は、取り壊しましょう！

加東市内にある空家の所有者からの依頼で市が空家を調査し、「老朽危険空家(①)」または「老朽空家(②)」と判断した場合、除却費用の一部を補助します。

①1年以上使用されていない居住用の建物で、老朽化により周囲に危害を及ぼすおそれのあるもの
②昭和56年5月以前に建築された建物で1年以上使用されていない居住用の建物

■対象

□空家等の所有者または管理者
□該当空家の法定相続人

■補助額

□老朽危険空家：除却費用の3分の2
※上限 133万2千円
□老朽空家：除却費用の6分の1
※上限 33万3千円

詳しくは、都市政策課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

都市整備部都市政策課(庁舎3階)

43-0527

